

- (2) 入札参加者の参加要件 入札参加グループの構成員のいずれも、以下の要件を満たすこと。
- イ 海上保安庁の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等海上保安庁の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- ロ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ハ 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- ニ 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- ホ 海上保安庁が本事業について、アドバイザリー業務を委託した株式会社長大並びに株式会社長大が本アドバイザリー業務において提携関係にある内藤滋法律事務所、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- ヘ 入札参加グループの構成員のいずれかが、他の入札参加グループの構成員として参加していないこと。
- ト 本事業に係る事業者選定審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- チ 次の各号のいずれかに該当しない者であること。
- (イ) 法人でない者。
- (ロ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人。

- (ハ) 役員のうちに次のいずれかに該当する者がある法人。
- ① 成年被後见人若しくは被保佐人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者。
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者。
- ③ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者。
- ⑤ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から④までのいずれかに該当するもの。
- (ニ) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する法人。
- (ホ) その者の親会社等がロからニまでのいずれかに該当する法人。
- (3) 入札参加者の資格等要件 入札参加グループの構成員のうち設計、建設、工事監理及び維持管理の各業務に当たる者は、それぞれイ並びに各業務に応じロ、ハ、ニ又はホの要件を満たすこと。
なお、ロ、ハ、ニ及びホのうち複数の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することを妨げないが、工事監理業務と建設業務を同一の企業が兼ねることはできない。
また、建設業務を行う者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、工事監理業務を行うことはできない。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によること

- とされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者であること。
- ロ 設計に当たる者は次の要件を満たすこと。
なお、設計業務を複数の者が分担して行う場合にあつては、いずれの者においても以下の要件を満たすこと。
- (イ) 令和元・2年度（平成31・32年度）国土交通省（海上保安庁を希望した者に限る。）一般競争（指名競争）参加資格審査において、業種区分が「建設コンサルタント」の「A」等級に格付けされている者であること。
- (ロ) 平成21年4月以降において、次の①から③に該当する建築物の設計実績があること（一つの建物で①から③の条件を満たす必要がある）。
- ① 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。
- ② 建築基準法別表第一(イ)欄(ニ)項に掲げる用途に供するものであること。
- ③ 地階を除く階数が3以上かつ延べ面積が1,500㎡以上であること。
- ハ 建設に当たる者は3者までとし、次の要件を満たすこと。
- (イ) 1者の場合は、令和元・2年度（平成31・32年度）国土交通省（海上保安庁を希望した者に限る。）一般競争（指名競争）参加資格審査において業種区分が「建築工事業」の「A」等級に格付けされている者であること。2者以上の場合は、同業種区分が「建築工事業」の「A」又は

- 「B」等級に格付けされている者であり、内1者は「A」等級に格付けされている者であること。
- (ロ) 提案内容に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき許可を有して営業年数が3年以上ある者であること。
- (ハ) 提案内容に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。
- (ニ) 1者の場合の当該者並びに2者以上の場合の内1者は、平成21年4月以降において、その全部の引渡しを行った建築物で、次の①から③に該当する建築物の建築工事業の元請けとして施工した実績を有すること（一つの建物で①から③の条件を満たす必要がある）。2者以上の場合の内1者を除くほかの者については、平成21年4月以降において、その全部の引渡しを行った建築物で、次の①及び④に該当する建築物の建築工事業を元請として施工した実績を有すること（一つの建物で①及び④の条件を満たす必要がある）。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。
- ① 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。
- ② 建築基準法別表第一(イ)欄(ニ)項に掲げる用途に供するものであること。
- ③ 地階を除く階数が3以上かつ延べ面積が1,500㎡以上であること。
- ④ 地階を除く階数が3以上であること。
- ニ 工事監理に当たる者は1者とし、次の要件を満たすこと。
- (イ) 令和元・2年度（平成31・32年度）国土交通省（海上保安庁を希望した者に限る。）一般競争（指名競争）参加資格審査において、業種区分が「建設コンサルタント」の「A」等級に格付けされている者であること。